

一般財団法人石川県建築住宅センター

建築物省エネ法判定業務規程

令和7年4月1日

目 次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (判定の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (判定の業務を行う区域)
- 第6条 (判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
- 第8条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受及び契約)
- 第9条 (判定の実施方法)
- 第10条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第11条 (適合判定通知書の交付等)

第3章

- 第12条 (適合性判定員の選任)
- 第13条 (適合性判定員の解任)
- 第14条 (適合性判定員の配置)
- 第15条 (適合性判定員の教育)
- 第16条 (判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第17条 (秘密保持義務)

第4章

- 第18条 (判定手数料の納入)
- 第19条 (判定手数料を増額するための要件)
- 第20条 (判定手数料の返還)

第5章

- 第21条（登録の区域等の掲示等）
- 第22条（判定業務規程の公開）
- 第23条（財務諸表等の備付け）
- 第24条（財務諸表等に係る閲覧）
- 第25条（帳簿及び書類の保存期間）
- 第26条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）
- 第27条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）
- 第28条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
- 第29条（判定の業務に関する公正の確保）
- 第30条（損害賠償保険への加入）
- 第31条（事前相談等）

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、（一財）石川県建築住宅センター（以下「財団」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ的確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後4時までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 財団の所在地は、主たる事務所を金沢市幸町12番1号（以下、金沢事務所という。）に、従たる事務所を小松市園町ハ36番地1（以下、小松事務所という）に置く。

(判定の業務を行う区域)

第5条 業務区域は石川県全域とする。

(1) 金沢事務所の業務区域は、小松事務所の業務区域を除く石川県全域とする。

(2) 小松事務所の業務区域は、小松市、加賀市、能美市、川北町の全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第6条 財団は、法第38条第1項第1号イの（1）に定める建築物のうち、床面積の合計が300平方メートル未満の平屋建て、もしくは2階建の木造住宅（併用住宅、長屋を含む）に係る判定の業務を行うものとする。但し当財団で建築確認申請を行うものに限る。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、財団に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、財団に対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、財団に対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれの内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。

4 第1項及び第2項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規

模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下この条において同じ。）を提出しようとする者は、財団に対し、施行規則第3条第4項に規定する書類を、変更の場合においては施行規則第4条第2項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

- 5 前3項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提出者等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受及び契約）

第8条 財団は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請が第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - (3) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 財団は前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第1項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、財団は、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
- (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、財団の求めに応じ、判定のために必要な情報を財団に提供しなければならないこと。
 - (2) 判定手数料（証明手数料を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に

掲げるもの。

- (a) 判定手数料の額に関すること。
- (b) 判定手数料の納入期日に関すること。
- (c) 判定手数料の納入方法に関すること。

(3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
- (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の財団に関するところのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合には、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
- (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、財団に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- (c) 提出者等は、財団が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の財団に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定手数料の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
- (d) 財団は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定手数料が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定手数料の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) 財団が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

(判定の実施方法)

- 第 9 条 財団は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。
- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 4 財団は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

- 第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を財団に提出する。
- 2 前項の場合においては、財団は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

- 第 11 条 財団は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときは、財団の定める期日までに、適合判定通知書を提出者に交付する。
- 2 財団は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネ

ギー消費性能基準に適合しないことを判定したときは適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときは適合するかどうか決定できない旨の通知書を、財団の定める期日までに、提出者にそれぞれ交付する。

3 財団は、第 1 項及び第 2 項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。

- (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の財団の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
- (3) 判定手数料が納入期日までに納入されていないとき。
- (4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

4 財団は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第 5 条（第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、すみやかに別記様式第 2 による軽微変更該当証明書を交付する。

5 財団は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認したときにあっては別記様式第 3 による軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第 4 による軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

6 適合判定通知書の交付番号は別表 1 に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表 2 に定める方法に従う。

第 3 章

(適合性判定員の選任)

第 12 条 財団の長は、判定の業務を実施させるため、法 4 2 条の規定に基づき、適合性判定員を選任するものとする。

- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 適合性判定員の数は、毎年度見直しを行うものとする。

(適合性判定員の解任)

第 13 条 財団の長は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないとみとめるとき。

(適合性判定員の配置)

第 14 条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を法第 38 条第 1 項第 1 号に定める数以上を配置する。

- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ的確に判定の業務を行わなければならない。
- 3 財団は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任すること、その他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し少なくとも年 1 回以上、財団の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合判定員を含め 4 名以上配置する。

- 2 財団は、法第 38 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に担当理事を任命

する。

- 3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書などの交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

- 第 17 条 財団の役員及びその職員（適合性判定員含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 4 章 判定手数料等

(判定手数料の納入)

- 第 18 条 提出者等は、別表 3 に定める判定手数料を財団窓口で納入するものとする。ただし、提出者等の都合により、銀行振込みによって財団が指定する銀行口座に納入することができる。

- 2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定手数料を増額するための要件)

- 第 19 条 判定手数料は判定の業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして財団が判断した場合、増額することができるものとする。

(判定手数料の返還)

- 第 20 条 納入した判定手数料は返還しない。ただし、財団の責めに帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第 5 章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

- 第 21 条 財団は登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいよう掲示するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページ(<http://www.ikjc.jp/>)において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第 22 条 財団は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した財団のホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 23 条 財団は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えておくものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 24 条 利害関係人は、財団の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1 枚につき 1 1 0 円（税込み金額）を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、財団が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 財団の使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る

電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

(c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 25 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

(1) 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで。

(2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 26 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 27 条 財団は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備付け、これを保存することとする。

2 財団は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 25 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 26 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 28 条 財団は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 29 条 財団の長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 財団の役員又は職員（適合性判定員を含む）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 財団の役員又は職員（適合性判定員を含む）で、財団以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 財団に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- (2) 財団に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

4 第 1 項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5 適合性判定員又は財団の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第 30 条 財団は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のための保険契約（てん補限度額が年間 3 千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談等)

第 31 条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、財団に相談又は事前申請をすることができる。この場合において、財団は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

令和 7 年 4 月 1 日施行

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1 ～ 3 行目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号
4 ～ 5 行目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所に付する番号
6 ～ 9 行目	西暦
10 行目	1：新築 2：増築・改築
11 行目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満
12～16 行目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3 行目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号
4～5 行目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所に付する番号
6～9 行目	西暦
10 行目	1：新築 2：増築・改築
11 行目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満
12～16 行目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。

別表 3

【判定手数料】

(単位：円)

判定対象面積	判定手数料
一戸建住宅 300 平方メートル未満 (併用住宅、長屋含む)	44,000
計画変更申請	22,000
軽微変更該当証明申請 その他証明申請	22,000

※ 手数料は消費税込である。

別記様式第 1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

令和 年 月 日

一般財団法人 石川県建築住宅センター 様

申請者の住所

申請者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規程により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 令和 年 月 日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

(本欄には記入しないで下さい)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
令和 年 月 日	令和 年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第 2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規程による
軽微変更該当証明書

第 号
令和 年 月 日

建築主 様

一般財団法人 石川県建築住宅センター

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第 3

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主 様

一般財団法人 石川県建築住宅センター

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条(同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

(理由)

別記様式第 4

軽微な変更に該当するかどうか決定することができない旨の通知書

第 号
令和 年 月 日

建築主 様

一般財団法人 石川県建築住宅センター

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定できないので通知します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

（理由）

（備考）

以上